令和５年第１回野洲市教育委員会定例会　議事録

○日　時　令和５年１月１８日
　　開会時刻１３時４５分
　　閉会時刻１４時３３分
○場　所　総合防災センター　研修室

○出席委員
教育長　西村　健
委　員　南出　久仁子　　委　員　山﨑　玲子
委　員　本田　　亘　　委　員　瀬古　良勝

○説明員

教育部長	馬野　　明
教育部政策監（幼稚園教育担当）	田中　源吾
教育部次長	北脇　康久
教育部次長（学校教育担当）	井上　善之（兼学校教育課長）
教育部次長（文化財担当）	行俊　　勉（兼文化財保護課長・歴史民俗博物館長）
こども課長	西村　一嘉
ふれあい教育相談センター所長	橋本　すみ江
学校給食センター所長	北村　達夫
生涯学習スポーツ課長	井狩　吉孝
生涯学習スポーツ課参事	菱沼　由美
スポーツ施設管理室長	小山　　茂
国スポ障スポ大会推進室主席参事	吉川　一仁
野洲市文化ホール館長	中川　　靖
野洲図書館長	宇都宮　香子
歴史民俗博物館副館長	角　　建一
人権施策推進課長	山本　隆一
教育総務課長（事務局）	鎌田　征隆
教育総務課職員（事務局）	枝　　瑞紀

令和5年第1回野洲市教育委員会定例会

2023年1月18日

【西村教育長】　遅くなりましたが、これより令和5年第1回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員ですので会議は成立しています。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議ないようですので、会期は本日1日限りとします。

次に日程第2、令和4年第17回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議ないようですので、令和4年第17回野洲市教育委員会定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど山﨑委員と瀬古委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和5年第1回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、南出委員と本田委員を指名いたします。

次に日程第4、教育長事務報告に移ります。先月12月21日から1月17日までの事務報告について別紙をご覧ください。

まず12月23日、全国市町村教育長・教育委員研究協議会というのが神戸市の兵庫県民会館でありました。大体200人ぐらいの教育長、教育委員さんが参加されまして、文科省から来年度の大まかな方針説明が30分ほどあり、その後3つの分科会に分かれて協議を行いました。分科会では、いじめ・不登校について、部活の地域移行について、それから、地域・学校の連携ということで、コミュニティスクールに絡んでですけども、この3つのテーマでした。私はいじめ・不登校についての分科会に参加しました。前半はいじめ・不登校の最近のデータなどを簡単に説明された後、5人から6人ぐらいのグループに分かれてお互いの取り組みについての情報交換を行いました。私はDグループで、愛知県東海市、兵庫県丹波篠山市、広島県廿日市市、大阪四条畷市の方が参加され、適応指導教室はどのように運営しているのか、どういった子どもがどのように参加しているのかなどが話の中心でした。その中で印象深かったのは広島県の廿日市市です。廿日市は合併でかなり人口が増え、宮島から北の方は島根県に接するところまでが廿日市市という中で、適応指導教室が一カ所しかなく、そこへ30人ぐらいの子どもたちが来ているということで、もう一カ所開設を検討しているというお話でした。

それから、不登校の子どもたちの居場所という意味で適応指導教室以外にフリースクールの話も出ていましたし、そこに対する補助、滋賀県内は5市町ぐらいが補助を出しているという話をしますと、参加されたところはどこもそういう補助制度はないということでした。

それから、本市の訪問型学習支援事業の話をするとびっくりされていまして、全く学校に

来れない子に対し、プッシュ型で支援をするという話をしたところ、非常に興味を持たれていました。また、来年度から家庭教育支援員さんを5人、各小学校に配置するということを話すと、「それは面白いですね」ということで話が進みました。

続いて12月26日、県教委夜間中学及び多様な学びに関する協議会というのがありました。これはZOOMでの会議だったんですが、県内の各市町の教育長が参加し、最終的に夜間中学をどうするのかという話になりました。この夜間中学校に手を挙げたのが野洲市と湖南市で、最終的に県は、湖南市の甲西中学校に配置したいということで決まりました。野洲市の場合は野洲中学校に分校をつくって、そこから先生を派遣して運営しようかということで挙げましたけども、湖南市の場合は在日外国人の方がたくさんおられますので、その関係で潜在的な生徒さんが多く、立地的に駅にも近いということで、最終的に湖南市に決まりました。

それから1月4日、仕事始め式がありました。市長挨拶のあとに私も挨拶をするということで、別紙でそのあいさつ文をお配りしていますので後ほどお読みいただければと思います。

それから1月6日と10日に、県教委人事主事ヒアリングというのがありました。各学校の校長先生に来ていただき、人事主事のヒアリングを受けていただいています。このヒアリングに基づいて県教委が県費の教職員の人事異動をするということです。

それから1月17日、地域学校協働活動推進員会議を行いました。これは、来年度のコミュニティスクールに向けた会議を行い、例えば、中主は幼小中を一つにしてコミュニティスクールの準備を進めているという報告でした。また野洲中については、三上学区の青少年育成市民会議の協力も得て三上山登山を行ったり、青少年育成市民会議に全面的にバックアップをしてもらうことで教員の負担がほとんどなかったということで、地域の方の力がすごいなという印象の報告でした。

以上です。何かご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第5、付議事項（1）議案に移ります。

議案第1号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。橋本所長お願いします。

【橋本ふれあい教育相談センター所長】　ふれあい教育相談センター、橋本です。野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

ふれあい教育相談センターが所管することばの教室事業を、来年度発達支援センターへ移管することが決まりましたので、ふれあい教育相談センター管理運営規則からことばの教室に関する条文を削除するものです。具体的には資料の1ページにありますように、第5条の第5号、第6号を削除し、並びに各号を繰り上げるというものです。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第1号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第１号は可決されました。

次に議案第 2 号、野洲市学校給食センター管理運営規則及び野洲市学校給食運営委員会規則の一部を改正する等の規則について、事務局より説明をお願いします。北村所長お願いします。

【北村学校給食センター所長】　学校給食センター、北村です。それでは説明させていただきます。

今回の改正は、野洲市附属機関設置条例の改正に伴い、関係する規則の改正、及び廃止を行うものでございます。4 ページをご覧いただくと、この規則は 3 条立てになっていまして、関係資料の 2 ページも併せてご覧ください。まず第 1 条では、野洲市学校給食センター管理運営規則の一部を改正します。これは野洲市学校給食運営委員会の名称を「野洲市学校給食センター運営委員会」に改めることによるものです。改正点は新旧対照表のとおり、第 9 条第 2 項の部分になります。

続いて、3 ページの第 2 条関係では、野洲市学校給食運営委員会規則の改正になります。まず、「野洲市学校給食センター運営委員会」という名称に変わります。そこが第 1 条に関係するところになります。それから、第 3 条第 4 項の部分を削除し、第 4 条と第 5 条を加えます。第 4 条としまして、学校給食センター運営委員会に部会を設置することができるということで、新たに部会を設けられるように改正します。第 5 条では、委員長は関係者の出席及び関係資料の提出を求めることができるということで、3 ページの第 3 条第 4 項で削除した部分を新たに第 5 条という形で加えるということです。以降、条ずれしていくということです。

次に第 3 条関係になりますが、新旧対照表には載っていませんが、野洲市学校給食献立検討委員会規則、並びに野洲市学校給食物資選定委員会規則を廃止するということが、今回の改正になります。この 2 つの委員会を廃止する代わりに第 4 条にありますように、部会という形で、運営委員会内で学校給食の献立やそれに伴う物資の選定について、引き続き議論していくということでございます。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました議案第 2 号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 2 号、野洲市学校給食センター管理運営規則及び野洲市学校給食運営委員会規則の一部を改正する等の規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】　挙手全員であります。よって、議案第 2 号は可決されました。

次に（2）協議事項に移ります。協議事項 1、令和 5 年度野洲市の教育方針（案）について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長お願いします。

【鎌田教育総務課長】　教育総務課、鎌田です。協議事項 1、令和 5 年度野洲市の教育方針（案）について、資料は 1 ページから 2 ページになります。

毎年 2 月の本会議で市長の市政方針のあと、教育長から表明されるものになります。例年、教育委員の皆様の意見も頂戴しながら方針案を固めさせていただいております。日程に

ついて、本日この日程案をご認識いただき、来週の1月25日あたりにデータをお送りさせていただき、中身についてご意見等をいただければと思っております。1週間程度の短い期間となりますので、25日、26日あたりご留意いただくために日程案をご提示させていただきました。令和5年度の予算との整合性もございますので、その辺りも確認しながら事務局のほうで整理をさせていただき、2月15日の定例会には議決事項として内容の最終確認をいただければと思っております。その内容をもちまして、2月の本会議にて教育長から表明をしていただく流れになります。

2ページ目は、原案を現在作成中ではありますが、構成の主な検討状況という形で書かせていただいております。まず、「はじめに」から始まり、1の令和4年度をふりかえってということで項目建てをしています。新たな項目としましては、(2)「家庭や地域」の③、コミュニティスクールの取り組みなども進んでいますので、そういった部分を付け加えたらどうかと考えています。

次に、2の令和5年度の具体的な施策ですが、こちらは令和3年度から令和7年度までの野洲市教育振興基本計画の体系に沿って昨年度も整理をしていましたので、今回も（1)「子どもの生き抜く力を育てます」、(2)「子どもの育ちを支援します」、(3)「だれでもどこでも学びあえるまちをつくります」という大きな枠組みに分けて整理をつけていきたいと考えております。

これらをまとめると、所信表明となりますので、また令和5年度からは市長部局への移管の関係もありますので、令和4年度とは違う部分も出てくるかと思いますが、その辺りも含めて、令和4年度までは現在の所属での整理、令和5年度については教育委員会のくくりになっていますので、芸術、文化、スポーツ部門が減っている形になります。

現在、骨子案ということですので、スケジュールをご確認いただき、こういった部分を加えたらどうかという意見もございましたら頂戴できればと思っております。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました協議事項1について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

協議事項2、市内小学校の教員によるいじめにかかる報告書（案）について、事務局より説明をお願いします。井上次長お願いします。

【井上教育部次長】　冊子をご覧ください。12月21日の定例会で皆さんからいろいろなご意見をいただきましたので、訂正した部分を中心にご説明させていただきます。

まず、タイトルですが、「教員の不適切な言動」というタイトルにしていましたが、「教員によるいじめにかかる報告書」という形に変更させていただきました。めくっていただいて項目の1、そして最後が6になりますが、前回は「はじめに」と「おわりに」となっていた部分を、1「報告書の主旨」、6「このような事案を繰り返さないために」と変更させていただきました。

それから7ページ、複数体制を取り入れることについて、予算に絡むことでもあったり県費教職員のこともあり、簡単にいかないこともありますが、きちっと複数の目で見るということを明記すべきではないかというご意見でしたので、小学校においても専科指導、あるいは教科の交換授業などを行っていくということを提案させていただきました。

それから 8 ページ、人間力を高めていくということについて、いじめ専門委員会の先生方からご助言いただいた夏休み中の取り組み内容ではありましたが、教職員が多忙であることを踏まえると、変えてほしいということでしたので、それについては削除させていただきました。

それから、9 ページ、下から 6 行目にあるように、公表のあり方の問題です。「報道機関への公表ということが唐突に出てきているが、公表については報道機関だけではないだろう」というご意見でしたので、教育委員、あるいは市議会、市長部局との情報共有、それから報道機関への公表ということで、今後はプライバシー保護を考慮しつつ積極的に行っていくということを記載しました。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました協議事項 2 について、ご質問等はございませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】　前回の会議で言った意見を前向きに検討していただいたということで、ありがとうございます。この中で複数指導体制の構築や市長部局との連携の柱立てをして追記していただきました。報告書の最後にも書かれているように、学校はあくまでも子どもたちのためにあるわけです。特に小学校の低学年では担任の教師の言動や態度が児童に非常に大きな影響を与えます。教員の皆さんもいろいろな悩みやストレスを抱えながら教壇に立っておられるとは思います。そして、その学級運営が自分の思うようにいかないこともあると思います。その時に、その原因を子どもの問題にすり替えるのではなく、まずは謙虚に授業の方向や子どもたちとのコミュニケーションの取り方を振り返るなど、そういう余裕が大事だと思います。また、学校内の些細なことであっても教職員間で共有し、率直にアドバイスし合える仕組みをシステムとしてしっかりと機能させることも大事だと思います。

また、教育委員会においても担当者 1 人の対応になって組織的な対応ができていなかったということでしたので、事務局内でも情報共有をしっかりと行い、中立的、俯瞰的に対局的な立場で組織として学校への支援を行って問題の解決を図っていくと。いずれにしても、この報告書の内容について学校現場や教育委員会の中で議論や検証を行い、この報告書の主旨が深く浸透、定着することを願っております。以上です。

【西村教育長】　他にございますか。南出委員どうぞ。

【南出委員】　今回の報告書ですが、野洲市の PTA 連絡協議会に出されているものはこの報告書ですか。

【西村教育長】　井上次長。

【井上教育部次長】　PTA 連絡会に出したものは要望書に対する回答です。この報告書についてはまだお示しはしておりません。

【西村教育長】　よろしいですか。

【南出委員】　そうしたら、こちらに関してはこの先どういう形で提示されるのでしょうか。

【西村教育長】　井上次長。

【井上教育部次長】　この場で皆さんにご協議いただいたあと、議会の全員協議会に提案をさせていただき、2 月 1 日の総合教育会議で市長と皆さんでもう一度この内容について話合いをしていただいて成案となり、その後ホームページにて公表させていただこうと思って

おります。
【西村教育長】　南出委員よろしいですか。では他にございますか。山﨑委員どうぞ。
【山﨑委員】　先ほど、ご説明いただきましたとおり、以前の話合いを基に時間をかけてまとめていただき、ありがとうございます。瀬古委員が言われたとおり、「子どものためにある教育」ということをもう一度見直す機会にもなったと思います。今回の件で、担任の交代、保護者への対応や処分などを受け、野洲市内の先生方の中にマイナス面での影響も出てきているのでしょうか。
【西村教育長】　井上次長。
【井上教育部次長】　今回特に報道での取り上げ方があまりにも衝撃的だったということもあり、そのことによって教員が委縮してしまって思い切った教育実践に取り組めなくなるのではないかというご心配は複数いただきました。
　ただ、今回この件が発生した当該学校も含めて、校長などから話を聞いていますと、学校内では今こそもう一度原点に立ち返って頑張っていこうという雰囲気になってきているという報告もありますので、心配はありましたがこの件をきっかけに原点に立ち返ろうということで取り組みたいと思いますし、3 月 27 日に市の職員の全員研修会があります。先ほど瀬古委員にもご指摘いただきましたが、この報告書の浸透ということで全教職員、幼稚園なども含めて集まり、今回の事案の要因と背景、あるいは再発防止策の説明をし、佛教大学の原先生に講演をしていただく予定です。その際、子どもたちと接する際にどういったことに気をつけるべきかということについて講演していただきます。
【西村教育長】　山﨑委員よろしいですか。
【山崎委員】　もう一度新たな気持ちで子どもたちのためにという気運につながっているのであれば安心しました。
【西村教育長】　他にございますか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。日程第 6、報告事項に移ります。報告事項①、野洲市ことばの教室実施要綱の廃止について、事務局より説明をお願いします。橋本所長お願いします。
【橋本ふれあい教育相談センター所長】　報告事項①、野洲市ことばの教室実施要綱の廃止については、ことばの教室を発達支援センターへ移管することから、教育部局の要綱としては廃止にし、新たに市長部局で設置する予定になっています。以上です。
【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。
　報告事項②、野洲市家庭教育支援員設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。菱沼参事お願いします。
【菱沼生涯学習スポーツ課参事】　生涯学習スポーツ課、菱沼です。報告事項②におきまして、野洲市家庭教育支援員設置要綱を報告いたします。
　学校を含めた地域ぐるみで家庭を支援していく必要があるということで、保護者に対しての相談活動や児童生徒の登校支援、訪問型の家庭教育や子育てについての助言、学習機会の提供や家庭教育に関する支援を行うため、家庭教育支援員を設置する旨の要綱です。
　まず主旨の第 1 条に関しましては、野洲市家庭教育支援員を設置することとして、その

必要な事項を定めるものとするという趣旨です。

第 3 条の委嘱につきましては、地域において社会的信望がある者、また家庭教育の推進に熱意と見識を有する者に委嘱を行うものとします。

第 5 条の活動内容につきましては、学校支援員活動は保護者の主体的な学びや育ちに関する学習機会等の案内及び情報提供に関すること、子育てに関する不安や悩みを抱え、孤立しがちな状況にある保護者に対し、学校と連携した相談支援、及び関係機関との連携の支援に関すること。また、児童生徒の登校の支援や教室でのつながり、教職員との情報交換を通して学校と保護者の信頼関係づくりに関すること。その他、保護者が家庭において安心して子育て及び教育を行うために、教育長が必要と認める事項という内容のもと活動します。野洲市家庭教育支援員連絡協議会を設置し、情報交換の場にしたいということで第 6 条に記載しています。

4 ページをご覧ください。そのほか、家庭教育の課題についての研究、協議、提言に関すること、その他支援員を設置するために必要な事項としています。

具体的には 5 ページからをご覧ください。滋賀県教育委員会のほうでパンフレットとして出されているものになります。内容については、登校しずらい子どもと一緒に学校まで話をしながら登校する。また、SSW の助言を受けながら家庭訪問をするなど、地域住民ならではの温かい支援を行うこととしています。今現在、4 校で 5 人の方が支援員としてやりたいという方がおられ、もう既に活動しておられる方がほとんどです。

その他の事項としまして、児童とのつながりから訪問型支援へということで、保護者に了承を得た上で家庭訪問をする。また、教職員と情報交換をし、多様な支援の届け方を先生方と一緒に語り合い、情報交換交流会を開催する。そして、学びの場、交流の場への参加ということで、子育ての学びの場、相談の場、情報提供のサロンを開くなど保護者が気軽に参加できるようにしていくつもりです。

家庭を支える関係機関との連携ということで、学校で行われるケース会議にも参加し、より良い支援を考えていくこととして支援員を置こうと考えています。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和 4 年度第 3 回図書館協議会の概要報告について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長お願いします。

【宇都宮図書館長】　図書館の宇都宮です。7 ページをご覧ください。令和 4 年度第 3 回図書館協議会の概要についてご報告いたします。12 月 16 日に開催いたしました。

まず、1 番目の議題は、令和 3 年度図書館の外部評価についてです。令和 3 年度の図書館実績に対して、図書館協議会の外部評価を協議し最終的なまとめとしました。

2 番目の議題は、次期図書館の評価形式について協議をしました。今は令和 4 年度実績までの 5 年間の予定で目標数値に対する実績により評価していますが、図書館を取り巻く状況が変化している中で、数値目標だけで評価するのは無理があるということが分かってきました。そこで、県立図書館と県内他市を参考に、次期評価形式について事務局が提示した案と変更する時期について協議を行いました。委員の主な意見としましては、「変更時期は

来年度から実施する」という意見が多かったので、令和 4 年度の実績評価から適用することにしました。次に、「何に向けての評価なのかが大切」という意見もいただきました。例えば、県立図書館では評価のために今後 10 年間の計画、滋賀県立図書館のあり方という計画をつくり、これに基づいて重点的に取り組むことを決め、更に具体的な取り組み内容を決めてそれについて評価をしています。「野洲市も図書館の基本計画を策定したほうが良いのではないか」、「基本計画がないと評価しにくい」というご意見をいただきました。

評価の内容については、「分かりやすい具体的な内容を提示するとイメージしやすく評価しやすい」、「取り組みをした結果、こうなったということが分かると評価しやすい」というご意見もいただきました。次回の第 4 回会議にこれらの意見を取り入れて、具体的な取り組み項目と狙いを入れた案を事務局から提示する予定です。

次に 8 ページ、3 番目の議題は、令和 4 年度事業について中間報告をしました。今年度は平成 14 年に本館が開館して 20 周年に当たるため、記念事業を多数実施しております。それについてご報告しました。それから、5 番目の令和 5 年度予算要求についても、今このように要求していますということを説明しております。

その他、委員のほうから、オーディオブックや知的障がい者へのサポートボランティアについて情報提供をいただきました。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、令和 4 年 11 月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】　報告事項④、令和 4 年 11 月度定期監査の結果についてご報告いたします。報告事項 9 ページからお願いします。

令和 4 年 11 月 30 日水曜日、幼稚園を所管するこども課を対象に監査が行われました。監査の結果、11 ページのとおり、いずれも全般を通じてその処理状況は適正と認められましたのでご報告いたします。以上です。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】　報告事項⑤、職員の任免等についてご報告いたします。報告事項の 12 ページをお願いします。

まず、会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員 2 名の採用を報告するものです。採用の所属及び期日については記載のとおりです。また、退職者につきましては、パートタイム職員 2 名の退職を報告するものです。所属及び期日については記載のとおりでございます。

次に、職員の許可・承認についてですが、正規職員の分限休職延長承認 2 名、育児休業延長承認 1 名、育児休業延長取消承認 1 名の計 4 名の承認を報告するものでございます。許可の期間等詳細につきましては記載のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

【西村教育長】　ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。よろしいですか。ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、2月教育委員会定例会は、2月15日水曜日、午後1時30分より中主防災コミセン研修室で開催しますので、よろしくお願いします。

次に、3月教育委員会定例会についてお伺いします。3月教育委員会定例会は、3月15日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【西村教育長】　ご異議なしと認めます。よって、3月教育委員会定例会は、3月15日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。